

SDGs 住宅ローン

令和6年9月2日現在

商 品 名	SDGs 住宅ローン							
ご利用いただける方	<p>当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を全て満たされる方</p> <p>(1) 満20歳以上満70歳未満、最終返済時の年齢が満80歳以下の方</p> <p>(2) 会社員・公務員の場合は勤続年数1年以上の方。ただし、法人役員の方は勤続年数3年以上、自営業者の場合は営業年数3年以上の方となります。</p> <p>(3) 安定した収入があり、かつ前年の年収が100万円以上の方</p> <p>(4) 借換えの場合は返済実績が1年以上あり直近1年間に延滞が無い方</p> <p>(5) 団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>(6) (一社)しんきん保証基金の保証が得られる方</p>							
お 使 い み ち	<p>(1) 申込人またはその家族が居住する物件(以下、居住用物件という)の取得、もしくは居住用物件にかかる建物増改築・リフォーム、または居住用物件を目的物とする住宅ローンの借換え。</p> <p>※借地上の建物である場合は、借換換えの対象となりません。</p> <p>(2) その他諸費用(登記費用・保証料・火災保険料など)</p>							
ご 融 資 金 額	<p>50万円以上2億円以内</p> <p>ただし、借地上の建物にかかるご融資の場合は 3,000 万円以内など、その他条件があります。</p>							
ご 融 資 期 間	<p>最長50年(借地上の建物にかかるご融資の場合は、最長30年)</p>							
金 利 の 種 類	<p>変動金利型 ※ご契約時の当金庫所定の利率を年2回見直します。</p>							
金 利 優 遇 条 件	<p>お取引内容に応じた金利優遇となりますので、詳しくは窓口にご確認ください。</p> <p>下記に該当する方は、基準金利より金利を優遇します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1473 1481 1653"> <thead> <tr> <th>対象条件</th> <th>優遇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SDGs 割引※</td> <td>年▲1. 855%</td> </tr> <tr> <td>WEB申込割引</td> <td>年▲0. 500%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 億円超の場合は WEB 申し込みができません。</p> <p>※SDGs割引については、省エネ対応(ZEH住宅等)を含む自宅の購入、新築、建替、リフォーム資金(付帯費用含む)に該当した場合に適用します。</p>		対象条件	優遇	SDGs 割引※	年▲1. 855%	WEB申込割引	年▲0. 500%
対象条件	優遇							
SDGs 割引※	年▲1. 855%							
WEB申込割引	年▲0. 500%							
ご 返 済 方 法	<p>契約時に指定した返済用口座より毎月元利均等返済とします。</p> <p>ご融資金額の50%を限度に、ボーナス返済との併用も可能です。</p>							
年 収 合 算	<p>一定の要件を満たす場合には1名に限り、年収合算者の年収の100%または50%を申込人の年収に合算することができます。詳しくは窓口にご確認ください。</p>							
担 保	<p>ご融資対象となる土地・建物に抵当権「第一順位」を設定させていただきます。</p>							

保 証 人	(一社)しんきん保証基金の保証がつきますので原則として必要ございませんが、担保提供者または年収合算者の方は連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます。
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
必 要 書 類	(1)本人確認書類 (2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の収受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し (3)見積書・注文書・請求書等(お使いみちが確認できる書類) (4)対象物件の全部事項証明書 (5)住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 (6)不動産の購入資金の場合は、売買契約書 (7)支払済資金の場合は、領収書、通帳等 (8)その他金庫が必要とする書類
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
そ の 他	(1)お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店へお問合せください。 (3)つなぎローンについては、窓口までご相談ください。